

解約手続き等の遵守事項

株式会社ジェイエーアメニティーハウス

1. 【解約申込】

□解約は1ヶ月前予告となっています。解約日は最短解約日以降をご指定ください。

例) 解約申出日 2025年5月15日→最短解約日 2025年6月14日

□解約日が未定の場合、解約受付はできません。

□解約申込を当社が受理した場合、変更及び撤回はできません。また、契約者ご本人様からのお申し込みとし、ご本人様からでない場合は無効となります。

□解約月の賃料は日割り計算となります。一旦1ヶ月分を通常通りお支払いいただき、退去修繕費用と一緒に精算いたします。

(解約手続き方法)

電話・FAXでの解約受付はできません。WEBもしくはご持参・郵送での解約手続きをお願いします。

WEBでの解約手続き

WEB申請日が解約受付日となり、解約受付日より1ヶ月後が最短解約日となります。

例) 2025年5月15日にWEB申請→最短解約日 2025年6月14日

※住宅の貸室賃貸借契約の他、別途駐車場をご契約いただいている方は、住宅の解約と同時に駐車場も解約となります。

ご持参・郵送での解約手続き

ご持参の場合はご持参された日、郵送の場合は消印日が解約受付日となります。受付日より1ヶ月後が最短解約日となります。

例) ご持参日・消印日 2025年05月15日→最短解約日 2025年6月14日

※住宅の貸室賃貸借契約の他、別途駐車場をご契約いただいている方は、「駐車場解約申込書」の提出も必要です。

2. 【退去までに行う手続き】

□引越し業者の手配

2月末～4月上旬まで引越しのピークとなります。早めにご予約の手配をお願いします。

□不用品、粗大ごみ等の処理手配 ※解約日以降は、「粗大ごみ」は一切出せません。

お住まいの自治体清掃担当部署にご確認ください。引き取りまでに時間がかかることもございます。早めに手配をお願いします。

□各自治体での手続き（自治体により異なるため、各自治体へお問合せください。）

- ・転居届・・・同じ市町村内でお引越しされる方
- ・転出届・・・別の市町村へお引越しされる方
- ・国民健康保険・保険証、印章を持参し、転出届を出し保険証を返却します。
- ・福祉関係・・・児童手当等の手続きをします。
- ・転校手続き・・・在学している学校にご確認のうえ、各自治体で手続きください。

□ケーブルTV・インターネット回線の移転または解約手続き

ご自身で引き込まれた回線は撤去しなければなりません。また、受信機・録画機・モデム等のレンタル備品も入居者様で返却手続きをお願いします。弊社との立会日以降のネット撤去工事の場合は、弊社にて立会代行が可能ではありますが、別途立会代行料が発生いたします。ご希望の立会日時でご予約できないことも多いようなので、早めにご契約会社へのご連絡をお願いします。

□固定電話の移転手続き

□郵便物等の転送届

□金融機関・クレジットカードへ住所変更等の手続き

□火災保険

- ・アメニティークラブにご加入のお客様は別途解約のお手続きは不要です。
- ・他社の保険にご加入のお客様は変更や解約のお手続きをお願いします。また他社の保険情報については弊社では管理していないためご自身でお調べ下さい。

□電気・ガス・水道等の停止手続き

退去立会日（明渡し日）までにはお手続きを済ませて下さい。ガスの閉栓は、立会が必要となる場合がありますのでご注意ください。

□ブレーカー・アンペア変更

- ・冬季（12月～3月）は給湯器凍結の恐れがある為、ブレーカーは落とさないでください。
- ・入居時、ブレーカーのアンペアやエアコンのコンセントのボルト数を変更されている方は事前に電力会社へ変更の手配をお願いします。

□警備会社(ALSOK等)をご契約されている方

入居者様ご自身で警備会社と契約している場合は、警備会社へ解約のご連絡をお願いします。

□設備点検について

お引越しされる前に、電気式浴室換気乾燥機・電気式食洗器の長期使用製品安全点検（対象物件の方のみ）を実施させていただく場合がございます。その際は点検立会のご連絡がメーカーより入りますので、日程をご調整頂き、設備点検のご協力をお願いします。

3. 【退去立会】

□退去立会の有無はご選択いただけます。退去立会不要の場合は解約日の翌日以降に室内の修繕箇所を確認いたしますので、解約日までにご退出下さい。

□月末・土曜日・日曜日は立会が集中するためご希望に添えない場合がございます。

□退去立会日は必ず解約日までのお日にちで設定してください。

□水曜日・祝日は立会ができません。その場合のみ翌営業日まで退去立会日時の設定が可能です。

□退去立会日が解約日以前でも、解約日まで賃料が発生します。

□立会時に鍵（スマートロックを除く）をご返却いただきます。立会日以降の入室はできません。

□退去立会日時を確定していただいた後はトラブルの原因となりますので立会日の変更は受け付けておりません。

□全てのお荷物を搬出していただき、お部屋が空の状態弊社退去立会担当者と室内の確認を行います。

□退去立会日に荷物の搬出がなされていないことにより退去立会が出来ず解約日を超える場合には、別途日割り賃料が発生しますので予めご了承下さい。

□退去立会日以降に残ったお荷物がある場合、弊社で撤去処分し、その際発生した費用はご契約者様へご請求いたします。ご入居者様がつけられたエアコン・照明器具等も退去立会日までに撤去してください。

□立会時に用意いただくもの

・敷金預かり証（預託者のみ）

※契約開始日が2024年6月1日以降の契約者様には敷金預かり証を発行しておりません。

※法人契約でご入居様お立会いの場合は、敷金預かり証は不要です。法人様より直接ご返却頂きます。

・認印

・預託鍵（スペア含む）

□退去立会に関する業務（個人情報の取り扱いを含む）を当社指定の原状回復業者へ委託することがありますが、当社の責任において当該委託先に対し適切な管理監督を行います。

□「退去立会を行わない」場合は解約日までにお引越しを終わらせていただき、最終退出時に玄関を施錠したうえで集合ポストへ全ての鍵と敷金預かり証（預託者のみ）を投函して下さい。集合ポストがない場合は玄関ドアポストへ投函して下さい。

その後の流れに関しましては以下の通りでございます。

① 解約日の翌日以降、弊社スタッフのみで室内チェックを行います。この際、集合ポストの中の鍵と敷金預かり証を回収いたします。

② 室内チェック後、契約書・修繕負担特約の内容に則り、原状回復工事に伴う見積書を作成し、お客様の転居先に郵送いたします。

③ 工事内容・負担額についてお客様より承諾を得ましたら精算処理をさせていただきます。精算処理は工事完了後となり、概ね1ヶ月から2ヶ月のお時間を頂きますことを予めご了承ください。

4. 【原状回復】

貸室賃貸借契約書に記載のとおり、ご退去時には使用頂いた貸室等を原状回復して頂く必要がございます。この費用は、敷金と差し引き計算し、余剰金がある場合はご返金、不足が生じた場合は、追加支払いを頂きます。

5. 【敷金等の精算】

敷金等の返金口座はご契約者様に限らせていただきます。

原状回復工事完了後の精算となります為、退去立会後に工事内容のご確認を頂いた後、概ね1ヶ月から2ヶ月のお時間を頂きます。